

発議第 5 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

平成 25 年 6 月 25 日

廿日市市議会議長 有田 一彦 様

提出者	廿日市市議会議員	細 田 勝 枝
賛成者	〃	林 忠 正
〃	〃	北 野 久 美
〃	〃	中 島 康 二
〃	〃	山 田 武 豊
〃	〃	堀 田 憲 幸
〃	〃	角 田 俊 司
〃	〃	岡 本 敏 博
〃	〃	植 木 京 子
〃	〃	小 泉 敏 信

地方財政の充実・強化を求める意見書

平成25年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額をおし進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的な運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成26年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて、政府に次の通り、対策を求めます。

記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の復興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大をはかること。
- 3 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。とくに、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。

- 4 地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
- 5 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月25日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

内閣総理大臣	安 倍 晋 三 宛
内閣官房長官	菅 義 偉 宛
総務大臣	新 藤 義 孝 宛
財務大臣	麻 生 太 郎 宛
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）	甘 利 明 宛
経済産業大臣	茂 木 敏 充 宛

発議第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び会議規則（昭和 63 年廿日市市議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例案を次のように提出する。

平成 25 年 6 月 25 日

廿日市市議会議長 有田 一彦 様

提出者	廿日市市議会議員	堀 田 憲 幸
賛成者	〃	荻 村 文 規
〃	〃	山 口 三 成
〃	〃	山 田 武 豊
〃	〃	佐々木 雄 三
〃	〃	栗 栖 俊 泰
〃	〃	砂 田 麻佐文
〃	〃	高 橋 みさ子
〃	〃	岡 本 敏 博
〃	〃	小 泉 敏 信

市議会議員の議員報酬及び期末手当の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給額を減額するため、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号。以下「条例」という。）の特例を定めるものとする。

(条例の特例)

第2条 特例期間においては、条例別表第1に規定する市議会議員に対する議員報酬の支給に当たっては、議員報酬月額から、議員報酬月額に100分の3を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、条例第3条第4項に規定する市議会議員に対する期末手当の支給に当たっては、期末手当の額から、期末手当の額に前項に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第3条 この条例の規定により議員報酬及び期末手当の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 市議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成21年条例第3号）は、廃止する。